

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」の改正案等

に対する意見

2021年1月8日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課
制度・個情係 御中

郵便番号 150-0013

住所 東京都渋谷区恵比寿 4-4-5 第3 伊藤ビル 603

名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 越智 政人

電話番号 03-5449-6409

電子メールアドレス info@mcf.or.jp

この度は、意見提出の機会をいただきありがとうございます。

他人の通信を媒介しない一般的なコンテンツ配信事業に関しては、業務改善命令の適用除外であるため当指針の対象外であること。また通信の秘密に関しても、一方当事者であるコンテンツ配信事業者の同意によって違法性が阻却されるということを前提とした上で、当指針の対象となる事業モデルも想定されることから以下のように意見を提出させていただきます。

何卒ご検討の程お願いいたします。

(1) 全般に関する意見

業務改善命令の発動においては、形式的な違反でなく通信の秘密の趣旨であるプライバシー保護等の根源的な価値の侵害を観点とした適用を期待する。また不確実性が高く変化の早いIT社会の重要なインフラである電気通信事業においては、法の欠缺や法の遅れが発生することが多いため、正当性の原則を明確にした上で、目的に応じて適応する比例性原則を考慮した柔軟な運用を期待する。